

ベルギー王国産きゅうり及びトマトの生果実に関する植物検疫実施細則（平成15年12月24日付け15消安第3761号消費・安全局長通達）の一部改正新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<u>ベルギー産</u>トマトの生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第42の<u>ベルギー産</u>のトマトの生果実に係る植物検疫の実施については、平成15年12月24日農林水産省告示第2106号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設 （1）[略] （2）告示1の（1）の指定栽培施設は、<u>ベルギー植物防疫機関</u>が指定することとし、指定又はその取消しの都度、別記様式1により植物防疫官<u>宛て</u>に通知されるものとする。 2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査 （1）・（2）[略] （3）調査結果の記録及び通報 （1）及び（2）の調査の結果は、<u>ベルギー植物防疫機関</u>により、別記様式2及び3に記録され、その写しが植物防疫官に提出されるものとする。 3 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認 （1）発生調査の結果の確認 植物防疫官による告示5にある告示2の発生調査の結果の確認は、原則として2か月に1回以上、<u>ベルギー植物防疫機関</u>と共同して、当該調査が2の（1）及び（2）により実施されているかどうかを現地で確認すること及び2の（3）の調査結果を確認することにより行うものとする。 （2）輸出検査の実施の確認 告示5の検査（以下「輸出検査」という。）の実施の確認は、指定生産地域内の<u>ベルギー植物防疫機関</u>が指定した場所で、輸	<u>ベルギー王国産</u>きゅうり及びトマトの生果実に関する植物検疫実施細則 植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表2の付表第42の<u>ベルギー王国産</u>のきゅうり及びトマトの生果実に係る植物検疫の実施については、平成15年12月24日農林水産省告示第2106号（以下「告示」という。）に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。 1 指定生産地域、検疫監視地域及び指定栽培施設 （1）[略] （2）告示1の（1）の指定栽培施設は、<u>ベルギー王国植物防疫機関</u>が指定することとし、指定又はその取消しの都度、別記様式1により植物防疫官<u>あて</u>に通知されるものとする。 2 検疫監視地域、指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査 （1）・（2）[略] （3）調査結果の記録及び通報 （1）及び（2）の調査の結果は、<u>ベルギー王国植物防疫機関</u>により、別記様式2及び3に記録され、その写しが植物防疫官に提出されるものとする。 3 発生調査の結果及び輸出検査の実施の確認 （1）発生調査の結果の確認 植物防疫官による告示5にある告示2の発生調査の結果の確認は、原則として2か月に1回以上、<u>ベルギー王国植物防疫機関</u>と共同して、当該調査が2の（1）及び（2）により実施されているかどうかを現地で確認すること及び2の（3）の調査結果を確認することにより行うものとする。 （2）輸出検査の実施の確認 告示5の検査（以下「輸出検査」という。）の実施の確認は、指定生産地域内の<u>ベルギー王国植物防疫機関</u>が指定した場所で、輸

出される生果実のこん包数の２パーセント以上についてベルギー植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物（特にチチュウカイミバエ）が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。

- (3) 植物防疫官は、ベルギー植物防疫機関が発給した植物検査証明書の内容を確認し、記載された荷口が（１）及び（２）により、発生調査及び輸出検査が適正に行われ、かつ、チチュウカイミバエがないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

7 チチュウカイミバエが発見された場合の措置

- (1) 検疫監視地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、ベルギー植物防疫機関は、次の措置をとるものとする。

ア～ウ [略]

- (2) 指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査並びに輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、ベルギー植物防疫機関は、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止するものとする。

8 輸入検査

- (1)～(3) [略]

- (4) チチュウカイミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア [略]

イ チチュウカイミバエが付着した原因について、ベルギー植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは輸入検査を中止すること。

輸出される生果実のこん包数の２パーセント以上についてベルギー王国植物防疫機関が行う検査に立ち会い、検疫有害動植物（特にチチュウカイミバエ）が付着していないものであることを確認することにより行うものとする。

- (3) 植物防疫官は、ベルギー王国植物防疫機関が発給した植物検査証明書の内容を確認し、記載された荷口が（１）及び（２）より、発生調査及び輸出検査が適正に行われ、かつ、チチュウカイミバエがないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

7 チチュウカイミバエが発見された場合の措置

- (1) 検疫監視地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、ベルギー王国植物防疫機関は、次の措置をとるものとする。

ア～ウ [略]

- (2) 指定生産地域及び指定栽培施設における発生調査並びに輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合には、ベルギー王国植物防疫機関は、直ちに日本国植物防疫機関に通報するとともに、日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止するものとする。

8 輸入検査

- (1)～(3) [略]

- (4) チチュウカイミバエが発見された場合には、次により措置するものとする。

ア [略]

イ チチュウカイミバエが付着した原因について、ベルギー王国植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは輸入検査を中止すること。